

## 令和5年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年9月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第9回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巣 良彦	12番 田中 瞳美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 橋口 博幸		

#### 【農地利用最適化推進委員4名】

20番 井手 信一	30番 星野 隆治	32番 大隅 高博
36番 重光 清士		

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
  
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 橋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

### 6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野 清宝
事務吏員	渡辺 晃
事務吏員	川波 貴敬
事務吏員	岩切 範宏

## 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 家 守 有里彩

( 開会 14:02 )

## 8. 議 事

議長 ただ今より、令和5年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。  
審議に入ります前に、欠席の連絡はあっておりません。これより議案等の審議に入れます。  
ただ今の出席委員数は農業委員19名農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に12番田中委員、17番手嶋委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

3ページまで14件ございます。以上、報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から14番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に報告第2号「農地改良届出について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。

8番吉松委員。

8番挙手

議長 8番吉松委員。

8番 （吉松委員）報告番号1番について説明いたします。届出人の住所、氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。この場所については、山と山の間にある谷間にある畑です。一帯は畑であっても湿気が多く、なかなか何でも耕作できないということで、この計画がなされたようです。用排水計画については、地下浸透、自然流下、作付けについては野菜をつくりたいということです。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。報告番号2番について、質問や意見はありませんか。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番 （坂田委員）盛土が崩れることはないですか。

- 8番 (吉松委員) 盛土が崩れることは、ないとは言えないが、ほとんどありません。現地も確認したが、川ないので大丈夫だと思います。
- 議長 土羽はどのようになりますか。
- 8番 (吉松委員) 土羽は、今からしていくが、山があって畑があります。東側に市道が通っています。一段低いので上げる。
- 議長 道まで上げますか。
- 8番 (吉松委員) 1m程度地上げをすると書いています。どのくらい上げるかわからないが土を持ってきている状況です。土羽が壊れたりすることはないと思います。迷惑をかけることもあります。
- 議長 これは、事務局に聞きたいのですが、受付が8月14日で、8月15日から施工期間になっているが、これでいいのですか。農業委員会の許可もなく、事前着工ではないですか。
- 事務局拳手
- 事務局 (川波) 今回の案件は通常の農地改良、一時転用とは違いまして、県が規定する一定面積以内、高さも1m以内、施工期間も3ヶ月以内であれば、届出でいいですと規定されています。農業委員会でご審議してもらう案件とは違います。申し出されて、不備がなければ、着工してよい案件です。
- 議長 他に質問意見はありませんか。
- 6番拳手
- 議長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) 1m盛土することは、片方に道があって、盛土していくことは、農地面積が増えていくのではないですか。他所の土地に盛土がなされるのではないかと思った。
- 事務局拳手
- 議長 事務局。
- 事務局 (川波) 工事の区域としては、字図を添付してもらい境界内で収まる計画で把握しています。境界を越える工事であれば、隣接者の同意が必要ですが、今回の申請は、筆界内で留まると把握しています。
- 6番 (小島委員) 私が言いたいのは、ブロック積をして盛土するなら、面積は変わらない。
- 事務局 (川波) おっしゃるとおりです。
- 議長 他に質問意見はありませんか。なければ、以上で報告第2号を終わります。5ページをお開き下さい。
- 次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局拳手
- 議長 事務局。
- 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。続けて、報告内容の説明をさせて頂きます。
- 願出人、申請土地、契約の種類及び許可年月日については記載のとおりです。許可取消の理由ですが、申請土地については、令和5年4月定例会の審議により、売買で許可されています。この申請については、買主が事務局窓口に来られた際、農地の売買の手続きで売主は決まっているということであったため農地法第3条の手続きとして取り扱いました。しかし、この土地はもともと令和4年11月1日にあっせんの申し出がされていたものであり、12月の定例会で指名されたあっせん委員のあっせんにより買主が決まっていたことが判明しました。以上のことにより、本来のあっせん事業の手続きをするため、農地法第3条の許可取消願が出されております。以上です。
- 議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について質問や意見はありませんか。

議長　これは、改めてあっせんが出るのですか。

事務局　（渡辺）もともと、あっせん委員も決まっておりますので、あっせん事業の手続きをとっていきます。

議長　はい、わかりました。

他に質問や意見ありませんか。なければ、以上で、報告第3号について終わります。6ページをお開き下さい。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明

議長　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議長　農業振興課。

農業振興課　（家守）詳細について説明

利用権設定届出件数は15件、設定面積4.1ヘクタールです。設定筆数は38筆です。次のページに移ります。地区別の利用権設定面積の内訳は、今回すべて、新規分の設定となっています。続いて次ページをご覧ください。期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった設定期間が、10年間、次に多かったのが5年間という結果になっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長　農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議長　賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

9ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（壳渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長　事務局。

事務局　（岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長　事務局。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。

次に審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。

次に審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、担当地区委員の8番吉松委員、37番上野委員を指名いたします。

審議番号1番から8番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番から8番について、賛成の方の挙手を求めます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。11ページをお開き下さい。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局

(渡辺) 朗読をもって説明。12ページまで4件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長

6番小島委員。

(小島委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人は、親からの贈与。譲渡人は、子への贈与。契約は贈与。面積から見て難しい面があります。譲受人に携帯で連絡を取るが、ぜんぜん出てくれません。

固定電話でして、やっと相手の方が出てくれました。26㎡については、土手の先端です。茶臼塚は古墳があります。少しの面積です。ご審議方よろしくお願ひ致します。農地法第3条第2項には該当いたしません。

議長

担当委員の説明は終わりました。

議長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

4番挙手

議長

4番末石委員。

(末石委員) 私もよくわからないが、4番担当の審議番号3番と関連しますが、こういう場合は、親子であって住んでいるところが別々という場合、新規就農という考え方ではないんですか。そのあたりどうですか。普通は同じ世帯で農業従事するようになっている。どのように考えていいのか。相続は、民法で定められている。こういった贈与の場合。新規就農とか家庭菜園とか。

6番 (小島委員) 何平米以下は、新規就農とみなすけど、家庭菜園程度と販売目的と分けて考えていく。

4番 (末石委員) こういった場合は、単純に非該当になるのかな。自分では、耕作しない。農業計画が必要な訳であり、整理をする必要がある。4番担当の分をどのように考えたらいいのか

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(川波) 審議番号1番については、私が窓口で相談を受けたのでお答えします。本件については、もともと同じ農家世帯の中に、譲受人も登録されていました。譲渡人は、こちらに住んでいましたが、施設の方に行かれて管理できない状態になって、実質は譲受人が農地の管理をしていました。市外にお住まいでしたが、遠方から来て農地の管理もしてあつたそうです。このような実態を鑑みまして、また、同じ農家世帯として登録があるということで、新規就農とはなっていないと事務局では判断し、同じ農家世帯であることから新規就農面談は省いています。

議長

書類上は、農家世帯なのですか。農家世帯の中の贈与という形になっていることですか。

事務局

(川波) そうです。

議長

他に質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番については、議長が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。

副会長 議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。これは、譲受人と譲渡人は、兄弟です。譲受人は、姉にあたります。この土地は、譲受人夫婦がずっと管理しています。今回、弟から姉夫婦への贈与です。譲受人は、2分の1と書いておりますが、夫婦です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

30番挙手

副会長 30番星野委員

30番 (星野委員) ありません。

副会長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。議長を樋口会長に交代します。

議長 議長を交代しました。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。

4番末石委員。

4番挙手

議長 4番末石委員。

4番 (末石委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人と譲渡人は、親子関係になります。譲渡人が親、譲受人が子供になり、住所が違います。農地台帳に譲受人も記載してあるということです。この土地は実際は柿山です。譲受人が管理しているということです。契約は贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。

16番挙手

議長 16番畑委員。

16番 (畑委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は遺言状による遺贈です。譲渡人の2名記載がありますが、夫婦です。故人が存命時に、この土地を借りて譲受人が耕作されていました。譲渡人故人が

亡くなられた際、遺言状が見つかり公証役場に行って、遺言状を開封したところ、譲受人に譲り渡すという旨であったので、今回の手続きとなったということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時45分まで休憩します。

14時32分休憩

14時52分再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。13ページをお開き下さい。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員。

(小島委員) 審議番号1番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、埋蔵文化財発掘調査一時転用です。転用の理由としまして、工場建設のため、農用地区域から除外手続きを進めていたところ、埋蔵文化財試掘調査で遺構、遺物が見つかったことから発掘調査を行うものです。参考事項として、一時転用の期間は、許可後から令和6年3月31日まで、農地法の運用としては、農用地区域内にある農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員。

(小島委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置き場。転用の理由は、露天資材置き場を整備し事業者に貸すものです。令和4年3月定例会で、非農地判断の審議をした同じところです。現地に小屋だったので、始末書添付になっています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。用途区分は、農用地区域外です。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 6番 (小島委員) 補足説明させて頂きます。動画で見た通り、少し低くなっています。横の側溝への流れ込み、土砂の流れ込みについては、ちゃんと流れ込みがないように処理をするようで、安心しています。
- 議長 他にありませんか。なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
- 8番挙手
- 議長 8番吉松委員。
- 8番 (吉増) 審議番号3番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用の目的は、自己用住宅の建設。現在貸家住まいのため、新たに自己用住宅を建築するものです。建築にあたりましては、雨水は、自宅裏の進入道路に沿って側溝があります。下水につきましては、西側の下水道に接続するとのことです。農地法の運用につきましては、その他の農地に該当します。
- ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次に15ページをお開き下さい。
- 次に、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (岩切) 事務局議案朗読をもって説明
- 審議番号1番、2番については、推進機構の売り渡しとなります。審議番号3番については、推進機構からの買い入れとなります。以上1番から3番までについては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- 審議番号1から3番までを一括とし質問や意見はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番から3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし、市長に通知いたします。
- 議長 つぎに、議案第6号 「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (川波) 事務局朗読をもって説明
- 1件でございます。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。10番長野委員

- 10番挙手  
議長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) 自宅に伺ったところ40数年前から家が建っていました。20数年前から宅地課税になったということで、その後、父も死亡しそのままになっていたのが現状ということです。申請せずに建築してそのままになっていたのではなかろうかということで推測し、お話をしたところそのようなことでした。妥当だと判断しています。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委委員より補足説明はありませんか。  
36番 (重光委員) ありません。
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:02)